

船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市に競争入札の参加申請をし、建設工事等入札参加有資格者名簿又は物品調達等競争入札有資格者名簿に登載されている者(以下「登録業者」という。)について、事業所の所在、営業活動の実態等を調査し、適正な契約履行能力のある登録業者と契約を締結するため、必要な事項を定めるものとする。

(調査項目)

第2条 次の項目のうち、必要な事項について調査を行うものとする。

- (1) 営業活動を行う所在地
- (2) 営業活動の実態
- (3) 代表者もしくは受任者の在勤状況
- (4) 従業員の雇用状況
- (5) 納税状況
- (6) 技術者の資格及び恒常的雇用関係の有無
- (7) 資材置場及び建設資機材等の状況
- (8) 建設業法に基づく建設業の許可及び帳簿の備付の状況
- (9) 事務又は営業活動に必要な機器等の備付の状況
- (10) 暴力団等の介入の有無
- (11) その他営業活動の実態を把握するために必要な事項

(調査方法)

第3条 調査方法は、原則として次により行うものとする。

- (1) 調査は、契約を主管する課の職員が行い、必要に応じ契約履行を主管する課等の職員とともに行うものとする。
- (2) 調査は原則として、登録業者に対し予告をせずに行うものとする。
- (3) 前条に規定する調査項目について、現場の確認、登録業者等への聞き取り調査、関係資料の確認等を行う。

(調査結果)

第4条 市長は、調査により改善を要すると認めた登録業者に対して、文書により調査結果を通知する。改善を要しないと認めた登録業者に対しては、通知しない。

2 前項の規定により通知を受けた登録業者は、市長に対し、改善をした結果を文書にて市長が定める期日までに報告するものとする。

(再調査)

第5条 前条第2項の規定により、登録業者から改善をした結果について文書による報告があった場合には、速やかに再調査を行い、改善がなされたかどうかを判断するものとする。ただし、改善内容が軽易であると判断した場合には再調査は行わない。

(審査会への諮問)

第6条 市長は、次に該当すると認めた場合は、船橋市入札参加有資格者指名停止審査会

規程に定める審査会（以下「審査会」という。）に入札参加停止を諮問するものとする。

- (1) 調査に対して、非協力的であると判断した者
- (2) 第4条第1項の規定により改善するよう通知を受けたにもかかわらず、改善をした結果を報告しない者
- (3) 改善がなされないと判断した者

（入札参加停止）

第7条 審査会が入札参加停止と判断した場合は、本市が締結する契約の相手方にさせないことができる。

2 前項の入札参加停止期間は、審査会において決定するものとする。

3 入札参加停止期間中に調査に協力し改善が認められた場合、その時点で入札参加停止は終了することができる。

（通知）

第8条 市長は、入札参加停止をする場合は、文書により当該登録業者にその旨を通知しなければならない。

（庶務）

第9条 この要領に定める事務処理については、契約を主管する課において行う。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。